4の規定に従い投資紛争を仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、請求が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通知を行う。当該通知には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c) 4に規定する仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i) 紛争当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

8の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

5の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

4の規定により設置される仲裁廷は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から九十日以内に紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であってもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者によっても雇用されてはならず、また、いかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ＩＣＳＩＤの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。

4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された請求についての書面による通知（当該請求が付託された日の後六十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

紛争の当事者でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

仲裁廷は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁廷は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

仲裁廷が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)及び(ii)に規定するものの一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用についても、関係する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 紛争締約国が適用される仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

19の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、裁定を遅滞なく実施し、及び自国の関係法令に従い当該裁定を執行する。

いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4に規定する仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この22の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十八条　安全保障のための例外

この協定のいかなる規定（第十三条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域における他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第十九条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b) 例外的な状況において、資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

2　1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 国際通貨基金協定の当事国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。